

引上げ分の地方消費税交付金の活用について

引上げ分の地方消費税については、消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生）に要する経費へ充てるものとされています。令和4年度平川市一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況は以下のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 423,520 千円

【歳出】 (単位：千円)

事業名	対象経費 (決算額)	財源内訳			
		特定財源		一般財源	
		国県支出金	地方債 その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉分野	4,622,572	2,905,584	20,877	202,378	1,493,733
障害者福祉事業	1,044,532	788,008		30,608	225,916
高齢者福祉事業	38,748	14,163	2,574	2,626	19,385
児童福祉事業	1,744,900	1,195,878	4,989	64,914	479,119
母子父子福祉事業	598,531	434,741		19,543	144,247
生活保護事業	555,050	461,579		11,153	82,318
その他	640,811	11,215	13,314	73,534	542,748
社会保険分野	1,844,854	303,768	14,413	182,163	1,344,510
国民健康保険事業	384,286	171,656		25,371	187,259
後期高齢者医療事業	482,976	85,956	7,783	46,444	342,793
介護保険事業	758,632	46,156	0	85,013	627,463
その他	218,960		6,630	25,335	186,995
保健衛生分野	380,106	48,052	5,376	38,979	287,699
疾病予防対策事業	86,924	2,033	5,262	9,501	70,128
医療提供体制確保事業	31,567			3,767	27,800
健康増進対策事業	75,075			8,958	66,117
医療費助成事業	89,214	44,817	114	5,284	38,999
その他	97,326	1,202		11,469	84,655
	6,847,532	3,257,404	40,666	423,520	3,125,942

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当